議案第９９号

大牟田市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 ６ 年 ２ 月２２日提出

大牟田市長　　関　　好　孝

大牟田市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大牟田市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１の項を次のように改める。

1	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定看護小規模多機能型居宅介護	(1)　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (2)　利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録 ア　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (3)　利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (4)　利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (5)　第８条第３項に規定する記録

別表第２の２の項中「(3)」を「(4)」に改め、同表の３の項を削り、同表の４の項中「(4)」を「(5)」に改め、同項を同表の３の項とし、同表の５の項を削り、同表の６の項中「(4)」を「(5)」に改め、「及び５の項(1)」を削り、同項を同表の４の項とし、同表の７の項を削る。

別表第４を次のように改める。

別表第４（第１１条の４関係）

項	サービスの種類	記録

1	共生型地域密着型通所介護	(1)　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (2)　利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録 ア　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (3)　利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (4)　利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (5)　第１１条の４において準用する第８条第３項に規定する記録

別表第６を次のように改める。

別表第６（第１４条関係）

項	サービスの種類	記録
1	指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護	(1)　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (2)　利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録 ア　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (3)　利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (4)　利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (5)　第１４条第１項において準用する第８条第３項に規定する記録

付　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。